

# 令和 8 年度 福祉理美容出張サービス (福祉理美容券交付)のご案内



理容師や美容師が出張し、ご自宅で調髪やカット等のサービスが受けられます

## ○対象者

申請できる方は、以下のすべてに当てはまる方です。

40歳以上

要介護認定が、要介護4の方または要介護5の方

ご自宅で生活をしている方

入院中及び入所中の方は、ご自宅に戻られてから申請してください。



## ○利用回数

福祉理美容券は1冊6枚綴りとなっています。利用できる回数は、年度内6回までです。

令和8年度の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。

支給枚数は、申込みがあった月に応じて、年間最大6枚まで支給します。

福祉理美容券の交付は、原則年度内1回限りです。

## ○利用料金（一部負担金）

1回800円です。

## ○ご注意

福祉理美容券は、交付されたご本人のみ利用できます。

自宅での利用となります。お店や施設等では利用できません。

サービスを受ける際は、家族または介助者が立ち会ってください。ご本人の介助をお願いすることがあります。

福祉理美容券の交付を受けた後、次の場合は利用ができなくなります。

- ・江戸川区から転出した。
- ・要介護4・5以外になった。
- ・介護認定の更新をしていない。
- ・病院や施設等に入院、入所した。

## ○申請方法

インターネットでの申請 : 右の二次元コードから申請できます。

郵送での申請 : 申請書を下記まで郵送してください。

窓口での申請 : 下記窓口へお越しください。



窓口での申請の場合、申請者と来所者の本人確認書類のご提示で、福祉理美容券をその場で交付します。

<お問い合わせ先>

江戸川区福祉部介護保険課相談係（区役所本庁舎2階2番）

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

電話：5662-0061 FAX：5663-5172

# 福祉理美容出張サービスで心も身体もさっぱりと



## 出張サービス利用の流れ

### 出張サービスの予約をします

福祉理美容出張サービス加盟店一覧（福祉理美容券・区のホームページに掲載）より店舗を選び、日時等をご相談のうえ、予約してください。

### 予約した日時に、理容師・美容師が家に来ます

訪問するときは、サービス内容や体勢に合わせ、適した器具を持参します。器具は、常に清潔なものを使っています。



### 施術を行います

ご本人・ご家族の要望に沿った施術（カット）を行っていきます。顔そり（理容のみ）その他ご要望がありましたら、理容師・美容師に伝えてください。（費用は実費負担となります）

### お支払い

福祉理美容券1枚と、利用料金800円を理容師・美容師に渡してください。

カットの前の準備やスペースの確保、後片付け等は、訪問した理容師・美容師が行います。  
お部屋やベッドを汚さないように注意し、丁寧に作業します。



一緒に、介護をしているご家族もカット等のサービスが受けられます。普段介護をしていて、カットに行く時間がないという方は是非ご利用ください。ご家族は、福祉理美容券を使えません。全額実費負担での利用になります。料金については各店舗へお問い合わせください。